

【漁業者委員】 団体推薦

	推薦を受けた者						推薦をした者（法人又は団体）					推薦の理由
	氏名	職業	年齢	性別	経歴及び漁業経営の状況	漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	名称	代表者又は管理人の氏名	目的	構成員の数	構成員たる資格等	
1	宮地利博	漁業	72	男	昭和41年5月～ 漁業に従事（たこつぼ縄漁業、小型機船底曳網漁業、さわら流しさし網漁業） 平成11年2月～ 大部漁業協同組合代表理事組合長に就任（平成14年2月退任） 平成19年6月～ 土庄中央漁業協同組合理事に就任 平成22年5月～ 土庄中央漁業協同組合代表理事組合長に就任（平成23年3月退任） 平成22年8月～ 香川県漁業協同組合連合会理事に就任（平成23年6月退任） 平成26年7月～ 香川県さわら流しさし網協議会会長に就任（令和5年9月退任） 令和7年6月～ 土庄中央漁業協同組合代表理事組合長に就任 令和7年8月～ 香川県漁業協同組合連合会理事に就任	○	香川県漁業協同組合連合会	嶋野 勝路	会員が協同して経済活動を行い、所属員の漁業の生産能率の向上等その事業の振興を図り、もって所属員の経済的社会的地位を高める	37	地区の全部若しくは一部を地区とする漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は地区内に住所を有する漁業生産組合	宮地氏は、たこつぼ縄漁業、小型機船底曳網漁業、さわら流しさし網漁業に長年従事し、小豆地区の漁業の状況を熟知しています。 漁業に関する豊富な知識と調整能力を生かし、指導的立場として活躍されています。 現在は土庄中央漁業協同組合の代表理事組合長を務め、地域漁業の発展及び問題解決に尽力しており、地域の漁業者から厚い信頼を受けています。 小豆地区を代表する存在であり、香川県の漁業の発展のため、意欲的な活躍が期待されることから、委員に推薦するものです。